

介護報酬など介護従事者の待遇改善を求める意見書

介護保険制度は、国民の理解のなか定着してきています。しかし、介護に従事する関係者の待遇は、近年低下し続け、介護現場で働く人が減少し、人材確保は大きな社会問題となっています。

その要因のひとつに、給与をはじめとする待遇が低く、従事者の期待に対応していないことがあげられます。このため、介護従事者の定着率も低く、後進の育成をすべき中核的な人材も不足しています。

特に、東京における高齢者介護の現場は、地方と比べて深刻な人材不足に陥っています。現行の介護報酬は、その設定がほぼ全国一律の制度となっており、サービスの地域間格差を勘案して作られた地域係数も特別区内の施設サービスでは1単位10円に対して10.48円、4.8%の加算しかなく、地方と大都市の人件費や物価の地域格差を十分に反映しているとはいえません。国は、国家公務員の調整手当について、人事院勧告を受け、平成18年度に従来の調整手当を廃止し地域手当を創設しています。こうした国家公務員の給与の見直しを踏まえれば、介護報酬における地域係数が据え置かれていることは、妥当性や合理性を欠くものといわざるを得ません。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を要請します。

記

- 1 介護保険事業の安定的な継続を図るうえからも、介護報酬など介護従事者の待遇改善を積極的に進めること
- 2 とりわけ大都市東京において高齢者等に良質な介護サービスを提供するため、保険料等の水準や利用者負担への影響抑制に十分留意しながらも、特別区の地域係数を1級地の国家公務員の地域手当18%の適用を検討するなど、都市部の実情にあったものとする

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて